

委員会会議録

平成24年5月9日開催

建設水道常任委員会（付託）

建設水道常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年5月9日(水) 午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
都市計画課長	川東 千尋 君	建設政策課政策G長	田實 一幸 君
都市計画課都市計画第2G長	池之上 淳 君	都市計画課都市計画第2G主査	森山 勇樹 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐 平 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第77号 霧島市景観条例の制定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前10時00分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会いたします。本日は継続審査となっております議案第77号、霧島市景観条例の制定について審査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「なし」と言う声あり) ご異議なしと認めます。従ってそのように決定しました。それでは、継続審査となっております議案第77号について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

本日は、議案第77号霧島市景観条例の制定についてでございますが、先の委員会におきましてご質問がございましたように規則の案についてお手元に配付させていただきました。この件につきまして担当課長のほうからまず説明をさせていただきます。

都市計画課長 川東 千尋 君

それではお配りしてある霧島市景観条例施行規則の案につきましてご説明いたします。規則制定の理由につきましては、規則第1条の趣旨の文中にもありますとおり、景観法及び景観法施行規則、並びに今回ご審議いただいている霧島市景観条例を補完し、その施行に関する具体的事項について定めようとするものです。第2条以降の主な内容についてでございますが、本規則は、景観法に基づく届出制度や景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度、また、霧島市景観条例に基づく「霧島市景観審議会」等の具体的な運用に関し必要な事項を定めるもので、条項ごとに下の表にまとめております。簡単に説明して参ります。まず第2条ですが、こちらのほうは届出制度の対象となる工作物を示すものでありまして、これらのうち高さが10mを超えるものを新設・増改築等する際に事前の届出が必要となります。各号の内容につきましては建築基準法に基づく確認申請が必要となる工作物を定めた建築基準法施行令第138条の規定を基本に、景観法の趣旨に即し、整理したもの

となっております。次に第3条から第4条は、届出に際し必要な書類や、行為の内容が適当と認められた場合の適合通知の様式等を定めたものでございます。第5条につきましては国立公園の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における自然公園法の許可を要する行為については、別途許可制による厳しい規制が行われていることから、景観法に基づく届出を不要とする旨の規定を定めております。続きまして第6条から第9条は景観法に基づき勧告・命令を行う場合の様式や、条例に基づき勧告に従わない者を公表する際の手続等に関し必要な事項を定めるものでございます。次に第10条から第12条ですが、景観重要建造物・景観重要樹木の指定や現状変更の申請、指定解除の際の様式等を定めるものでございます。第13条から第15条ですが、景観形成に関する専門家の派遣や情報提供等を行うものとして景観法に基づき市長が指定できるとされている「景観整備機構」の指定等に関し必要な事項を定めるものでございます。そして第16条から第20条は条例に基づき景観計画の変更に関する審議や景観計画に定めた基準の運用に関する審議等を行う「霧島市景観審議会」の具体的な運用に関し必要な事項を定めたものでございます。最後に施行日についてですが、施行日につきましては基本的には条例と同日と考えております。従いまして本規則の中で霧島市景観審議会に係る第16条から第20条の規定については、条例における同審議会関係規定の施行日に合わせ先行して施行することとしたいと考えております。以上で説明を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 蔵原 勇 君

先日、ご案内のとおり薩摩川内市と出水市のほうに行って参りましていろんなことを聞いたわけですが、向こうは2年半とまだ1年だから、メリットデメリットという特殊なものはないけれども、建物、工作物については業者とよく協議をして大きなトラブルとかそういうのはないように聞いたわけですが、今課長の説明の中で周知期間というのをどうも急がなきゃならないかと思われる訳なんです。ご案内のとおりこうして周りにノッポビルじゃないけれども、こういうのに特殊な色でもあった場合は非常に景観条例等がまさに早くしなきゃいかんのかなという思いもいたしますので、建築確認書はその色のデザインというのは規制は出来ないわけでもうね。どうなんですかね。

都市整備課長 川東 千尋 君

建築確認のほうでは、その色の規制まではできないものと考えております。

委員 宮内 博 君

前回の委員会から以降、今蔵原委員からもありましたように、薩摩川内市と出水市と両市を委員会でも調査をしたわけです。それで、施行されてからそんなに期間も経ていないということでありまして、特に目に見えて変わったものという成果ということで報告が出来るものというのは、そんなに多くないというようなことでありましたけれども、霧島市とちょっと取り組みが違う点で気付きましたのは、当初この条例が提案されたときに、これまでの経過についてはお聞きした経緯があるんですよ。それでその中では景観条例の制定に関わって3つの団体組織をして、そしてその庁内検討委員会、外部検討委員会、そして市の幹部等で検討を重ねてきたということでありまして、主には地域審議会の中でそのことを議論してきたというようなことが報告があったかなと記憶をしているんですけども、例えば出水市の場合は、平成22年の3月に条例の施行をしているわけですね。それでその1年半前の20年の7月には市民アンケートを実施していると。そして、翌年の6月には景観セミナーを開催して、150人ほどがこれに参加していると。またパブリックコメントによる意見募集も行ったと、地域審議会も3回開催したと。で、議会に対しては条例の提出前に、平成22年の2月に説明をしたということでありました。薩摩川内市の場合は、平成20年の9月に条例が施行されているんだけど、3月からパブリックコメントを使用して、4月から5月にかけて16回意見交換会を実施して126人が参加したという報告がありました。議会に対しては条例の制定は

1年前に関係委員会に説明をして、そしてその半年前にも関係委員会に説明をしているというようなことでありまして、一定期間その議論が出来る場というのを設けていたというのが特徴だったのかなと私は受けたんですけれども、本市の場合はいわゆるアンケートの実施であるとか、あるいはそのパブリックコメントの実施であるとか、いわゆる市民の意見を募った上で、霧島市にとってどういう景観が大事なのかという点では、地域審議会での意見を聞いたというのはあったかと思うんですけれども、その辺の関係ではどんな経過を辿ったのか、ちょっともう少し私の認識の中に薄いですのでご説明をいただければと。

都市整備課長 川東 千尋 君

本市の策定の経過について若干説明いたしますと、まず今委員がおっしゃいました出水市で行いました市民アンケート、これにつきましては本市におきましても平成22年の10月に、これは20歳以上の市民の方々3,000人を対象といたしまして郵送により調査票を配布し、回収するといったようなかたちでアンケートを実施しております。それから今お話に出ましたように22年の11月のまず19日の福山地域の、これは地域別懇談会というかたちで、主に公民館長さん方を対象とした会の中に出向いていきまして、そちらのほうで趣旨の説明でありますとか、あるいは景観ガイドマップの作成に対する説明会、こういったものを地域別懇談会というかたちで、福山をかわきりにしまして、あと同月のうちに国分地域、横川地域、牧園地域、霧島地域、それから12月に入って隼人地域、溝辺地域、こちらのほうを同じように各公民館長さん方、全体の方々に対して懇談会というかたちで周知を行った経緯がございます。その間に当然先ほどおっしゃいました3つの組織、庁内の作業部会を立ち上げておりましたので、そちらのほうでまず計画に沿っての一応作業を開始しているというような状況でございます。それから作業部会からそのような協議会、検討委員会というものを経ていく中で、素案がまとまった段階で平成23年の主に9月いっぱいをかけてパブリックコメントを実施しております。それから後は今後、もしこの条例等が可決された前後にかけまして、今市民の皆さま方に市内の風景でありますとか町並みをおさめた写真、絵画の募集を昨年10月頃しているわけですが、そういったものを市報を通じて公募いたしまして、集まったものについて、また今後広く市民の方々に知っていただくという場も設けたいと考えております。本市の流れとしては、今申したようなかたちでございます。

委員 宮内 博 君

その結果というのは、私ども委員会には公表されていないわけですよ。それで実際に3,000人のアンケートを取って、それがどういうふうに集約されて、その内容がどうであったのかと。それが今回の条例とかあるいは規則にどんなかたちで霧島市独自の意見が集約されて、どんなかたちで反映されているのかという件についてはどうなんですか。できればアンケート結果とかあるいは市民懇談会ですか、というようなところで出された意見とか、参加人数はどれくらいだとか、特徴的な意見はどのようなものだったのかとか、その辺が分かる資料は委員会に提出できないんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

アンケートそのものは結構ボリュームもありますけどお示しをすることはできますが、今ちょっとその数字的に端的にまとめた資料というのはちょっと作成しておりませんので、それは後から作成する必要はあるかと思えます。何人出席したとか地域別懇談会が何人出席して、どういった意見があったというような簡単なそういったレジュメ程度の資料というのはちょっと作成しておりません。申し訳ございません。

委員 宮内 博 君

そういう基礎的な市民に1点の集中をして、パブリックコメントも得て、そしてその審議会でも議論を経て、その結果がどうだったと、特徴的にはこういう意見が出されて、これが具体的にどうかたちでこの条例に反映されたとかいう説明があれば、この委員会もそんなに長期に及んで議論しなくてもよかったですと思えますよ。基本的にその条例を提出する段階の初歩的なところで、その辺のこういう準備をしてきたんだと、執行部としては。そして、こういう意見を集約して、こんな

条例を出したいと思うというなかたちで出来なかったんですかね。今のお話はまだアンケートの集約も十分行っていないというようなことですので、であれば、どういうかたちで条例とかそういうものに意見が反映されたとかいうのは非常に私どもとしては理解がしにくいというようなことになろうかと思えますけれども、その段取りとしてはどうなんですかね。部長、こういうかたちにするわけですか、いつも。せっかくそのお話した平成22年10月に3,000人のアンケートを1年半くらい前のときにやって、11月からは地域別懇談会とずっとやってきたという報告でありますから、その辺もう少し説明をいただきたいですがね。どうなんですか、部長。

都市整備課長 川東 千尋 君

アンケートの集約といいますか、アンケートをしてその調査報告というかたちで今この程度のざっとしたものはありますので、これは印刷してお出しすることは当然できます。それと、これをこのまま条例に反映というのは非常にボリュームがありますので、これを簡単にまとめたのが先にお配りしてある景観計画、こちらのほうの6ページ辺りを見ていただくと、こちらのほうに景観上の課題というかたちで書いてあるかと思いますが、一番上に市民を対象に実施した意識調査の結果から見る本市の景観上の課題が以下ようになりますというかたちで、非常に簡単ですが大きくこういうふうに3つに自然景観の悪化があると、あるいは市街地や集落における閑散とした印象を受けるとか、田園風景の景観の変化があるといったことも一応この計画には反映させて載せております。このようなことを策定協議会のほうでもアンケート結果は当然つぶさにお示ししながら、この計画の策定にもっていったということでございます。

建設部長 篠原 明博 君

今委員がおっしゃいましたとおり、ここまでの景観計画を策定するにあたりましては、いろんなアンケートでありますとか、地域懇談会、あるいはパブリックコメントを経て、その都度策定検討委員会でありますとか協議会というかたちで一応議論をしていただいて、そういったものを踏まえたかたちで最終案というのができたと考えております。今おっしゃいましたように、途中経過につきまして、いろんなかたちで報告すべきところもあったと思うんですが、そういったいろんな会の中で議論をし、そういうアンケートあるいはパブリックコメント、あるいは地域の声というものを十分反映したかたちで随時計画案というのは見直しをしながら、最終的にさっき課長が申しましたように、そういった地域の課題をある程度をまとめたかたちでそれを反映するかたちでの案というふうに理解をいたしております。おっしゃいましたように、その都度1からすべてのものをなかなか皆さんにお示しするというとなかなか難しいと考えておりますが、そういったものを十分反映したかたちでの案というふうに考えていただきたいと思えます。

委員 岡村 一二三 君

パブリックのお話も出ましたが、アンケートの話もできました。先般、溝辺町のほうから都市計画の関係で陳情書も出ましたよね。で、そのときの当委員会の課長の説明では、確か溝辺地区における地域審議会でも説明をしたというような話がありましたので会議録を取ってみました。会議録には都市計画の話は全然掲載されていなかったわけなんですけど、で、ここで尋ねたいのは、そういったアンケートとかそういったものはあったにしても、個々の具体的に、今度は例えばこの7ページの景観計画区域とか横川であれば横川駅舎周辺とか山ヶ野の地区とか、そして伐採面積が3,000㎡とか、具体的に数字が示されてきているんですが、これらについてそれぞれの地域審議会でこういう案で条例を制定したいと、したがってもう去年の12月でしたかね、この条例を我々委員会に付託されたのは、で、その間地域審議会等でこういった面積の関係等を説明なされてきているのか、まずその点からいきましょう。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほど申しましたように、公民館長さん方の全体の会ですね。その中で懇談会というかたちで各旧1市6町に渡って説明し、それぞれの特徴のある景観とかいうのも拾い出しをさせていただいた経緯がございますが、各地域審議会における説明というのはこれまで行っておりません。ただ、今

回の策定をする外部の委員会、そちらのほうに地域審議会のほうから各1名ずつ入っていただいております。

委員 岡村 一二三 君

その地域審議会の中から1名ずつ入ってもらっているということでしたので、その1名代表で出席された方は地元の審議会の委員にその旨報告はなされた経緯があるのか、その辺は把握されていらっしゃいますか。

都市整備課長 川東 千尋 君

その方々が地域審議会、あるいはその地域審議会の会合の場で報告をされたかどうかというところまではお聞きしておりません。

委員 岡村 一二三 君

それはいつ頃代表者を集めて会議をされたんですかね。

都市整備課長 川東 千尋 君

会議と言いますのは、霧島市景観計画策定協議会、こちらのほうにメンバーとして加わっていただいておりますので、まず第1回目が平成23年の1月20日、それから第2回が3月17日、それから第3回が7月27日、第4回が8月22日、第5回が11月17日、当然欠席という方もたまにはいらっしゃったかと思いますが、そういったかたちで加わっていただいておりますので、この検討計画の中に加わっていただいたというかたちでございます。

委員 岡村 一二三 君

そうしたときに、いろんな景観のあり方の捉え方があるんですが、例えば出水市は伐採面積が3,000㎡ということなんですが、この霧島市は1,000㎡なんですが、国分、隼人の市街地と周辺部、溝辺、横川、牧園、霧島、福山、こういったところの伐採面積は当然違っても問題はないと思ったりもするんですが、出水市が3,000です。薩摩川内市が1,000でしたので、これを十把一絡げで決めるというのは私は非常に財産権の、個人の所有財産権を侵すと捉えているんですが、その辺はどのように精査されていらっしゃるのか。

都市整備課長 川東 千尋 君

薩摩川内市が1,000㎡、出水市が3,000㎡、確か鹿児島市が3,000㎡ということかと思いますが、いずれも本市より若干緩やかな基準となっているわけでございます。ただ、どの自治体も、例えば出水に限っていいますと3,000㎡、これはおそらく景観区域、計画区域内はすべて一緒の面積かと思っておりますので、同様に本市といたしましても景観計画区域と定めたところは、計画書の中で山の景域とか里の景域というかたちでそれぞれ少しずつ若干この文言と、あるいは基準等が違ってはおりますが、この伐採等の平米について、今委員がおっしゃるように一律としているものについては、その他の出水市等と比較して、考え方自体は差異はないのかなと、一緒であるということについてはそのように考えております。

委員 岡村 一二三 君

考え方は一緒であるということと、その3,000㎡と1,000㎡のその考え方はどうなんですか。面積がもうくくってあるわけなんですけど。

都市整備課長 川東 千尋 君

面積を3,000㎡にするか、本市の場合は500㎡とかいう部分も出てきますが、そういったところがその景観行政団体、自治体、それぞれでばらつきがあるというのは以前の委員会でもお示ししており、例えば他の全国的に見ますと300㎡とかいうものもあります。これにつきましては、確か私先の委員会でも申したと思いますが、霧島市としては1,000㎡であるとかいう一つの基準もあり、開発のほうでは1,000㎡という一つの基準もあるわけでございますが、合併以前が例えば溝辺のほうで300㎡とか、隼人は500㎡とかいうような数字もありましたので、霧島市としては500㎡としていまして、この500㎡につきましては、薩摩川内、出水市などは3,000、1,000と緩やかではあるということになっておりますが、こちらのほうは霧島市自体が唯一国立公園区域を有する、鹿児島

市もですね。霧島市は国立公園区域を有しているということで、そのようなところから霧島市としては日本発の国立公園であり、今日本ジオパーク、そういったものも世界に向けて検討されている段階で、やはり緑豊かなこの霧島連山というものを想定いたしますと、ほかの出水市についてはどちらかというと、例えば武家屋敷でありますとか、当然国立公園というものはないわけでございますが、本市の緑という特性を生かすために、そういう伐採等に対しては他の自治体より厳しくしたというような状況もございます。

委員 岡村 一二三 君

そのジオパークとか国立公園とか全くそれぞれ土地所有者は周辺部は関係はないと思いますよ。例えば横川、溝辺、それは十把一絡げで執行部が考えていることであって、より市民に負担を押し付けるということになると思うんですが、その辺はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

建設部長 篠原 明博 君

今委員がおっしゃいましたように、例えば開発行為である、あるいは木竹の伐採について、届出の話だと思います。おっしゃいましたように、私どものこの基準として、500㎡あるいは1,000㎡を超えた場合には一応届け出をしていただきたいという話ですね。で、それをした中で、やはり景観に配慮をしていただきたいところはこうお願いしたい、別に景観上は全然支障が無いというところについては当然そういったかたちで個人の財産でございますので、そのまま作業をしていただくということもあるわけです。今おっしゃいましたようにすべて出していたものを規制して、だめですよという議論ではなくて、まず市のそういった景観に配慮して、あるいは部分的に道路沿いであるとかちょっとした道路の沿ったところをバツと切ってしまうと危ない、あるいはその危険性を思わせるような景観があれば、そういうところをもう少しセットバックしてお願いできないかという相談をするということだと思うんですね。おっしゃったようにすべての中で一線を超えたら出してもらって、これはだめですよ、こうしてくださいじゃなくて、景観に配慮した届出をしていただくように、もし出していたものが全然山奥で全然見えないとこだと、支障がないというものであれば、この今おっしゃるまでの景観を守る中で方法からするとそれは全然問題はないんじゃないかと考えておりますので、おっしゃいましたすべてを規制して、だめ、切っちゃだめというんじゃないじゃなくて、やはり景観に配慮すべきところをお願いをしていきたいということですので、やはり面積がある程度超えると大きく景観を左右することもあるということをお踏まえておりますので、そういった理解でいいんじゃないかと思っております。

委員 岡村 一二三 君

一人だけ何回も質疑をするとあれですので最後に。結局、配慮をと、今条例を提案されていらっしゃる。そういう言い方も出来ると思いますよ。これが決まってしまうとそうはなりませんよ。私はそう思います。住民のサイドからいうと。そうはならないと思います。例えば、7ページの景観計画区域も示されております。山ヶ野の横川駅舎周辺、横川地区においてはですよ。ご存知のとおり山ヶ野の地域がもう人口は減少化で何戸数しかありませんよ。ある自治会においてはたった2軒になってきているところもあるんですが、そういったところでこれを区域で、山ヶ野金山の跡地ということだけで区域指定をされていらっしゃると思うんですが、それを先ほどから言うように、土地所有者、個人の所有財産権を侵すような行為、ひとくくりで1,000㎡以上はだめですよとか、そうしたのをおかしいと思いますよ、考え方として。今執行部が提案をされていらっしゃるから、広く大儀的にこういったこともできるとおっしゃっているんだけどそうはならないと思う。で、繰り返しますが、溝辺の都市計画区域設定についてもいろいろ議論はなされました。今まで都市計画区域でなかった部分も、都市計画区域に指定すると建築申請も必要になるわけなんですよ。あるときとないときは全然建築をしようとする方は負担が全然違いますよね。設計図から全部出さないとイケませんので。だからこれと同じでより住民に負担を押し付けると、私はそのように認識しているんですが、その辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。執行部はそれは取って仕事をすればいいかもしれませんが、私は、住民は固定資産税を払って、土地の不動産の定着部ですよ

ね、立木も。財産権を侵すことに全く変わりはないと思いますよ。その件についてはどのように考えてらっしゃいますか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたこの山ヶ野を例にお話をされましたけれども、最初の段階でこの景観計画の中で育成地区のお話をしたわけですが、こういった条例をまだする段階で、地域の熟度というのが高まっていないわけですので、ここに掲載してあります育成地区はあくまでも候補地という説明をしたかと思います。この地域をすべて育成地区にして、そこに至った一つの取り組みを今後想定されるということですので、現状においては景観区域はすべての地域を同じようなかたちの一般的な景観の基準の中でお話をすることですので、将来、そういった育成地区にあたりましては、仮にここに候補地として計上されている地域の方が現実、地域の皆さんがここはこういうふうを守って行って、やはり守るべきものは守っていかないといけないという、そういった皆さんの合意形成が出来て初めて育成地区になるわけですので、こういった候補地をある程度厳しくするという議論ではございませんので、候補地はあくまでも地域の皆さんが自分たちの地域はこういったかたちで景観を守らないといけないよという盛り上がりが出来て初めて候補地から育成地区になるというふうにご理解いただければいいかと思います。当然、その間は我々としては、地域の皆さんに景観の必要性であるとか、保全すべきものはこういうものというのを随時説明しながら、今後はこの育成地区としてどうでしょうかという働きかけをしていかないといけないと考えております。まさしく、この今回は景観計画の基本的な考え方でございまして、やはり景観とはこういうものでございまして、たぶんもう伐採等の先ほどお話をいたしましたように、大規模な伐採が非常に見たかたち、道路上にあっては非常に地肌が現れて非常に危険だというものが見えてきたりとか、あるいは道路上に一つの形成をなしているものが、そこを切ることによって大きく景観を乱すというものについては、何とかご配慮を願えないかというところまでの一般的な基準で考えておりますので、この景観計画上の基本的な考え方をまず皆さんに周知を図りながら、今後地域と一緒に進めていくと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。都市計画区域については、この場では議論はしないでおこうと思います。よろしくお願ひします。

委員 厚地 覺 君

先ほど岡村委員が言われましたように、やはり霧島市は牧園、横川、あるいは福山、過疎地なんですよ。だから何でその事業をする必要があるのか。確かに育成地区は別だと思ひますよ。だから山間部までそういう線引きをする必要があるのか。それとまた先ほど部長が言われた発言を明文化できるのかどうか。後もって、いや、部長が後先何十年もいるわけがないわけですから、この辺もぴっしやとした線引きをして欲しいと思ひて。それと、この行為の届出など、この辺が届け人に対して、市に届ける際無料でやるのか。これも収入元となるはずですよ。だからこの辺が面倒くさいということもあると思ひます。それとこの違法行為をした場合に、罰則があるのか、その辺を含めて答えていただきたいと思ひます。

都市整備課長 川東 千尋 君

まずその届出につきましては、当然普通に無償で一般的な届出になってこようかと思ひます。ですので、メリットデメリットというかたちだけで考えますと、そういった届出をしないとけないとか手間はかかるということは当然必要かと思ひます。ただ、それをもって負担というものではなくて、やはりそこまでしてこの景観法でありますとか、法令によるそういった整備という景観の保全というものが少しずつでもなされていくのならそちらのほうのメリットというものが今後にとっては大きいのかなとは考えております。それとこの届出について、罰則は当然法に定められている部分もありますので、例えば規制対象行為の届出をしない、または虚偽の届出をしたときは、これは法の中で30万円以下の罰金でありますとか、あるいは届出に対する設計変更等の命令に違反したときは50万円以下の罰金とかいうような部分が一応法の中で罰則として定められております。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど景観について明文化という話がございました。景観計画の中の7ページの中に都市景観区域といった位置付けをいたしております。やはりここに書いてございますように、今後例えば住民、事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を生かすため、きめ細かな規制誘導を進めていくエリアを育成地区と位置付け、景観計画の範囲、または景観地区、地区計画による保全、形成に取り組むことを目指しますと書いてある、その下のほうに候補地とは地区の景観形成の熟度に応じて、今後育成地区としての指定が考えられる地域で、それぞれの地域において地区住民との協議を行い、育成地区として指定されるまでは一般地域として景観形成基準が適用されるというような謳い込みをしております。あくまでも育成地区になるためには、地域のそういった合意形成がないと進むことはできないということで書いておりますので、それまでの間はこういった霧島市全域を景観計画区域と定めて、それぞれの目的をもって景観を守っていくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

委員 厚地 覺 君

それとこの別表の9条関係、景観区域（育成地区を除く）とありますけれども、この辺の意味合いはどう分けるんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

今回の条例案の中の別表の話かと思いますが、これで左のほうに景観計画区域（育成地区を除く）とありますのは、当然育成地区につきましては、例えば候補地が育成地区となった場合には、またこれとは違った例えば新たな規制、届出等の事項も出てくるということから、これは一般的な景観計画区域全体に対するものですかたちで、今このようなカッコ書きで示してあります。ただ、今のところ育成地区というのは当然ございません。あくまで、景観計画にあるその8つの地区というのは先ほど部長が申しましたように、今後地元の方々との協議を重ねて、もし合意が得られればそのようなかたちで育成地区に昇格していくという内容でございますので、当然そのときには更に厳しいいろいろな制限もありますよというようなことも言いながらやっていかねばならないということです。

委員 厚地 覺 君

今、育成地区に対しては地元の合意と言われましたけれども、それ以前の問題で今でそういう説明をぴしゃっとさせとかなと、後もってなぜこういう条例を作ったかという意見も出てくると思いますけれども、その辺はどう考えますか。

建設部長 篠原 明博 君

今景観計画案に出しております育成地区の候補地というのは、いろんな懇談会でありますとか、いろんな地域あるいは話しの中で出てこういう所をやはり景観として守るべき地域じゃないかという話が出るのは当然、こういった地域を今後例えば育成地区に何とかお願いして、やはりその地域の持つ素晴らしい景観を守っていきましょうという話し合いを今後していかないといけないと考えています。またこれ以外にもたぶんたくさんこういった候補地というのが想定できます。そういった候補地になりうる地域というのはたくさんございますので、今後こういった条例等が出来た暁にはこういった一般のほかに育成地区にしてやはり霧島市として景観として一番重要な場所、重要な地域はこういった形で守っていきましょうという話し合いは進めていきたいと、それをするためにはやはり地域に私どものほうからこういった条例に基づく話をしながら、育成地区への格上げといいますか、育成地区にぜひ立ち上がっていただいて行政と一緒に景観を守っていききたいというような話し合いを進めていく事が大事ではないかと考えておりますので、今おっしゃいましたように地域へのそういった説明というのは今後そういった場を設けながら随時進めて参りたいと考えております。

委員 徳田 和昭 君

都市部といいますか、町のほうについては私達も自分の仕事でいろんな企業の誘致とか事業所を

誘致してきたりとか、また一般の事業所についてもお願いをしながら上手く付き合いしてきたんですが、それでも早くこういう条例が整備されていけばというような思いが今でもあります。といたしますが、地域の住民の方々が役所のほうに苦情を言っていかれても役所のほうでその権限が無いためにどうにもできないというような、例えば隼人ですからおわかりだと思いますけれども、フジタというスーパーがありましたね。あそこは裏のほうも真っ赤な壁だったんです。一面の壁が400㎡。その前に住んでいる人達が4軒あるんですね。反対側も全部住宅なんですよ。建築課のほうでもどうにもできないということで、言ってもらえないだろうかというような連絡がありまして私が行きました。そしたら話をしましたところ、裏はどっちみちお客さんにも見えない場所だからということで、目立たない色に変えてくださったりしましたけれども、そうでない所のほうがほとんどなんです。ですから町部のほうは町部しか扱っていないからですね、思うんですけれども、一日も早く整備をしていただきたいという思いがあります。しかし今のやり取りを聞いている中でこの周辺部の育成地区の候補地ですが、地域との合意形成がなされたらと言われますけれども、これは100%の方が合意してくれたらという意味で捉えていいのか、それと雰囲氣的に行政の側が捉えたら、そしたら持ちかけていくと捉えていいのか、そこへんをお示しいただきたい。

都市整備課長 川東 千尋 君

この8つの地域につきましては先ほど部長が申しましたように、今後行政のほうで協議の場に立って進めていきたいと言うような形で示した地区でございまして、当然その中の住民の方々については必要性についてもいろいろ今後議論がなされる場があるかと思えます。その中でおっしゃるように100%皆さんの同意と言う形というのはなかなか取りづらいとは思いますが、何らかのかたちで例えば地区の会議でございまして、あるいは代表者方によるいろんな意思の表示とかいうようなものを含めてある程度その辺の見極めと言うものは今後やっていきたいと思えます。

委員 徳田 和昭 君

そこに住む人と外部の人、またそこに財産をも持っている人と持っていない人との考え方というのは大きく違ってくると思うんですよ。その建築の話ではないですが、野鳥の会とかありますよね、あの方々は人の敷地内に杭まで打って立ち入り禁止にしたりとか、この木を切らせなくてくれとか、人の畑とか庭のことまで行政のほうに言ってきたりすることがありますよね。だからそれぞれ常識のある方だけで話をする場合と、外部からの意見が入ってくる場合とまた違ってくると思うんです。それを行政が中に入って一緒に話し合いをされていくのか、それとも地域の中でまとめられたものに対して受け取ったもので動いていかれるのか、そこら辺はどうなってきますか。

都市整備課長 川東 千尋 君

今この候補地として示してある分に限って申しますとやはり8地区という形で拾い上げてありますが、基本的にはやはり最初のアクションは行政のほうからおこして地域の中に入って行って、また更に細かい説明を行なってその主旨も説明して取り組みに付いて理解を得て行くというような形になろうかと思えます。ただやはり1つ1つが非常に先ほど委員もおっしゃっている規制も伴った部分が今後細かい部分が出てきますので、そういったことも理解していただきながらやっていく作業になりますと、8地区の中のまたどこから取り組むかと、一緒に8地区についてというのはなかなか我々もスタッフ的にできませんので、そういったことも考えながら基本的には行政のほうからその地区に対して話を持っていくというようなスタイルを取らせていただきたいと考えております。

委員 徳田 和昭 君

候補地ですので当然その方向で持っていかなければならないんですけど、どうしても候補地を指定していくんだという方向に持っていかれることになっていくのか、それとも地域の自主性を大事にしていくのか、どうなんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

それはやはり地域の方々の取組みが一番重要です。当然指定をしてもその後取り組んでいただく

というのはやはり地域の方々が一番主役でございますので、我々がもし話を持っていっても地域のほうはそのような意識と言いますか、醸成されない限りはやはり無理に候補地として私どものほうで持っていくというような形にはなっていないと考えております。

委員 徳田 和昭 君

それについては了解しました。それでは条例を制定されてしまうとなかなか住民の考え方とか、希望と言うのは届かなくなっていくわけですね。条例で決まっておりますのでといて、そこで線引きされるのは当然ですから、そこで先ほどの3,000㎡と1,000㎡の違いですね。これは一回定めてしまうとできないことになっていきます。当然のことですので住民も守るべきだと思いますけれども、どうしても1,000㎡でなければいけない理由と言うのはどこにあるのかお示してください。

都市整備課長 川東 千尋 君

他市の例とあといわゆる開発行為、本市で言えば土地利用承認の数字で言いますと1,000㎡という一つの基準がありますので、1000㎡という数字につきましてはそちらから持ってきた部分があります。先ほど宮内委員も申し上げましたとおり、薩摩川内が1,000㎡とか出水が3,000とかですね。そういった所を参考にあるいは全国的な自治体の例を参考を持ってきた数字であります。あと500㎡という数字につきましては、先ほど言いましたように全国的なまた事例から見ますと更に厳しい300とかいうのもありまして、これは先ほども説明しましたように国立公園というのを今度また変わりましたけれども、霧島連山あるいは錦江湾というそういった所の国立公園を有する本市として、やはり他市よりは若干住民の方々にもご理解いただきたい部分として設けた数字であるのご理解いただきたいと思っております。

委員 徳田 和昭 君

全国的には300㎡という厳しいのがあるけど、うちは1,000㎡でだいぶゆるくしてやっているんだというような言い方になっていきますけれども、全然条件違いますよね。あるものが違うわけですからそれと私は300㎡もあっていいと思っております。この町にも。それはしてほしいと思っております。そういう場所があれば、ですから例えば300が今のところ一番狭い区域指定ですよ。300から3,000まで何段階かに分けるということも地域では必要なんじゃないでしょうか。私は一日も早い施行をしていただきたいという気持ちで申し上げているんです。ですからもうちょっと細かく数量を分けてそして早く施行していただかないと私なんか思うような、皆さんが思われるような町づくりというのはできていかないと思うんですが、その何段階かに分けるということは無理ですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

私どもも今回の条例案あるいは計画の姿について県内の自治体でございますとか、あるいは県外他市の担当の方々にもいろいろ聞き取りをしたわけですが、この面積基準についての設定につきましては、やはりまちまちの部分がございます。そしてまたその効果の発現といいますのも、先ほど蔵原委員がおっしゃいましたように、他の自治体でもまだここ1、2年では見えてこないというのもございます、本市としましては先ほどいいましたような理由でこの1,000、500という数字を元にスタートを切って、あと全然これを見直せないというものでもございまして、やはり住民の方々を始め、あるいは議会の方々を始めいろいろなそういう厳しすぎるとかあるいは緩やか過ぎるとかというようなご意見があった場合には景観審議会ですね、こちらのほうでまた変更の規定が条例の中にごございますので。そういった形でこの景観計画についての見直し、あるいはそれに伴う条例の見直しというの、今後また検討する場もあるのではないかと考えております。

委員 徳田 和昭 君

それについては了解しました。その見直しだけでないわけですから、景観審議会ですね。景観審議会の中で可否同数の場合は委員長に議決権を持たせていますけど、他の審議会でもそのようなことをされておりますか。おかしいと思うから質疑しているんですから。

都市整備課長 川東 千尋 君

今ちょっと手元にありました資料の中で我々が所管しております、例えば都市計画審議会こちら

のほうの審議会の規定の中でも審議会の議事については出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は会長の決するところによるというような規定が一つの例としてはございます。

委員 徳田 和昭 君

了解です。

委員長 蔵原 勇 君

先ほどこちよつといい忘れたんですが、景観条例の施行はそれぞれ意見はあろうかと思うんですが、一日も早くという声もあるようですけども、私は初めてこうして周知期間をおきながらその半年なのか3ヶ月なのか分かりませんが、その間に各方面、市民、審議会それからそういうところで意見が出てくると思われるんですよ。ですから初めてのことで町のほうの景観が良くなるというような特殊な色はかけられないというようなことを整備してもらおうという業者への依頼だと思いますので、工作物とかそういうものに特殊なものをしてはならないですよという、業者に対する相談ですので、私は将来的にはいいと思うんですよ。ですから先ほどいったように出水市でもメリットデメリットも具体的に大きなトラブルがあったとかこういうのがあったということは、向こうとしては聞かれなかったんですけども、景観条例の施行については周知期間もございますので、私としては早い段階で審議会、地域よりの皆さん、こういう方々の意見を取り入れて入れるところに入れていただいたほうがいいのかと、これは要望しておきます。

委員 宮内 博 君

先ほどの私のこれまでの経過をお尋ねをする質疑の中で平成22年11月19日の福山の懇談会を皮切りに旧1市6町で懇談会を開催してきたという説明でありました。それで1つはいわゆる今後の候補地とされる8箇所の候補地の関係についてはどのような説明がなされたのか、それに対して意見交換会の中ではどういう意見が寄せられたのか。また面積等について伐採等のこの面積等について、開発行為の面積等についてはどのような説明がなされて、そしてその中でどういうご意見等が寄せられているのか、その辺ちよつと要約して説明いただけませんか。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほど説明いたしました地域別懇談会、どちらかといいますと公民館長さん方がお集まりいただいた席にこちらが出向いてという形での会であったわけですが。その中では今おっしゃいましたように、この計画策定業務のどちらかというと比較的前半の部分での話がございまして、その中にはいろいろと地域の良い景観とか特徴のある景観、自慢できる景観を皆さん教えてくださいというような、ざっくばらんな会議でございました。その中で当然課題等も出てきたわけですが、今委員のほうで質問された今回計画の策定の中で示されている規制等につきましては、その時点ではまだ定まっておりましたので、その公民館長さん方を主体とした会議の中でこのことについてのルール説明ということはいたしてはおりません。どちらかといいますと、先ほどおっしゃいました市民のアンケートも含めて住民の方々のいろんな意見をいただくというような形での懇談会がございました。ただ先ほども申しましたように、地域審議会の中では策定協議会の中に各一名ずつ加わっていただいておりますので、地域の方々と接点という形ではそういったかたちで協議会に加わっていただいたメンバーの方々に対して、その都度5回程度にわたって説明を行ないながらこの策定自体にも加わっていただき、案を作り上げていったというようなかたちになっております。

委員 宮内 博 君

なぜこれを聞いたかといいますと、その市街地と山間部の捉え方というのは随分違うということで既に委員から意見も出されているんですけども、そういう意見も踏まえて審議会で更に議論をして、条例の訂正もありうるというようなことを先ほどお話をされたんでお聞きをしているわけです。それで実際条例そのものはこの附則にあります部分も一緒に決められていくわけですから、実行されない段階でその条例の変更もありうるということでは、私は条例の制定そのものが極めて不十分な中でスタートをしているという事にならざるをえないと言わざるをえないから、そ

のことを申し上げているわけでありまして、そういう思いがあるのであれば、今の段階でこの条例を決める前の段階で市街地の部分と山間部との面積等の検討というようなことも含めて、作業なされた上で再度提出するということもありうる話じゃないかと思いましたがそのことを申し上げているわけですから、どうなんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

そのような意見はどちらからどのように汲み上げていくかというようなことかと思いますが、一つの策定の流れとして先ほど申しました内部での作業部会それから検討委員会そして外部の地域審議会の方あるいは学識経験者の方々が入った中での最終的なその策定協議会というようなスタイルを経て、このいろいろな基準を含めた形の議論を行ってきたわけでございます。その中で今委員がおっしゃいました1,000㎡自体が広い狭いというような議論も各委員の方々からも出ましたのでこの内容につきましてはそのような、いろんな関係の団体から集まっていた方々を前に意見というものを汲んで今、この条例制定あるいは景観計画自体の案をお示ししていると捉えていただきたいと思います。

委員 宮内 博 君

ですから、そういう意見が既に検討委員会の中で出されているという中でこれで押し通していきこうということに踏み切った理由というのは、一つは先ほどおっしゃったように薩摩川内市とか出水市とかいう所も同じような括りでやっているということがあったかと思うんですけれども、霧島市はこの国立公園をですね。抱えているというそういう特殊な事情があるということも当然私も理解できる話です。それで色彩等についての一定規定とか、その辺の必要だろうと思うんですけれども、その一括りにしているという他の自治体とこの霧島市との違いというのやはり検討の中に入れるべきでなかったかと思うんですけれども、そういうことで申し上げているわけですから、今の段階ではこれで行かざるをえないということなんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほどから出ている霧島市だけが一括りにしているというようなご意見なんですけれども、じゃないんですかね、どこもそういった形でしております。今は市街地景観計画で行きますと一応それぞれの山の景域、里の景域いろいろありますけれども、景域ごとに分けて面積基準はほとんど一緒でございますけれども、若干色彩でございますとかそういったところはそれぞれ区別がされております。それぞれの景域ごとの内容を見てもほとんど似たような文面ではあるんですが若干その区域、区域で景域、景域で色合いを変えていると本市の状況ではございます。あとその1,000㎡、500㎡につきましては委員がおっしゃいましたようにやはり他市の例とか全国的な例等を参考に、あとは合併前の本市の基準そういったものを参考に妥当ではないかということで協議会等でもお示しして、最終的には協議会の中でも同意を得たということでございます。

委員 宮内 博 君

協議会の中でも同意を得て今回こういう形での提出をしているということですね。ただ面積の基準についてはそういった意見もあるということは十分踏まえた上で、取り組みしてもらいたいと思いますけれども、薩摩川内市、出水市の両市ともかなり規制としては緩やかな対応をしている、せざるをえないというか関係法令が、上位法令があるからというようなことではありましたが、それでもう一つ規則の関係でお聞きをいたしますけれども、一つは審議会の関係についてであります、これは議事の公開というのは明記をされておりませんが、その取扱いはどういうふうにされるんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほども都市計画審議会の例を徳田委員の質問に対して申したところですが、そちらのほうも同様にこの今回の規則の中でも審議会の公開についての規定というのは今書いてはございません。当然その公開の申し出とかあった場合には、その時の議事の内容あるいはその状況等に応じて市の情報公開条例であります、そういうものに照らして議長の判断あるいは皆さん委員の合意の下で公

開するしないということを事前に決定することになるのではないかと考えております。あえてこの他の審議会の規定を参考に作ったものでございますが、今この中ではそのような規定を設けてはございません。

委員 宮内 博 君

情報公開は原則的にその公開をするというのが今の時代の流れだろうと思うんですね。ですから時代に則してその辺の内容というのは新しい規則等を作る時には十分繁栄できるような対応も検討していただきたいと思いますので、まだ案の段階でしょうから今後の文面の中に生かせるような対応を求めておきたいと思います。もう一つはの中で出てきますのが規則の第13条の中に景観整備機構というのが出てくるんですね。それで耳慣れないものなんですけれども、ただその法律的にそれを見てみるとかなりいろいろな権限が与えられるものになっていると、さっと見ただけでも理解をすることができるんですけれども、公有地の拡大に関する法律の特例も受けるようなことができる、そういう機構にもなると読み取ることができるんですけれども、当然法律の中にそれがありますから市としてもこの申請があった時にはそれを認めるかどうか、精査をしていかなきゃいけないということになるかと思いますが、捉え方によっては新たな天下りのそういう機関を作るような可能性も無いではないなというような気もして、この法律の内容をこう見させていただいたところなんですけれども、ここに期待をする市としての思いといいますか、それはどういう部分にあるのか。また申請があればどういう役割を担ってもらおうというような形で考えているのかその辺をちょっと説明いただけませんか。

都市整備課長 川東 千尋 君

この景観整備機構につきましては、今委員おっしゃいましたように景観法の第92条のほうに規定がございまして、こちらの規定に基づきまして市民の方々を含めた民間団体による自発的な景観の保全、整備の一層の推進を図るために一定の景観に関する知識、それから保全整備能力を有する公益法人でございまして、あるいはNPOそういった方々に対して市長、景観行政団体が指定して、景観形成を行う主体として位置付ける団体というような定義付けがされております。例を示しますと今現在鹿児島県でいきますとこの景観整備機構というのが例えばこれは指定したのは鹿児島県ですが、社団法人の鹿児島県の建築士会でございまして同じく県のほうは造園建設業協会それから鹿児島市が指定している整備機構としてはやはり建築士会、造園建設業協会こういった種類の団体の方々が今指定を受けているような状況にあるようでございます。ですので純粋な民間団体、社団法人そういった団体が指定を受けているというような状況であります。業務といたしましては、今委員もおっしゃいましたいろいろあるわけでございますが、そういったノウハウを持った方々をその団体から派遣して、例えば育成地区でありますとかそういったもっと主体的な取り組みをしたいというところのアドバイザー的な形で入っていただく、あるいは規定にあります景観重要建造物でありますとか、景観重要樹木の管理、協定をその団体と結んで行うとかいったような代表的な業務もあるわけございまして、今後行政だけでは手に負えないようなそういった細かな業務が発生するというような場合には逆に申し出が無くても今このような団体の方々にこちらからお話をするとかいうこともあろうかと思いますが、基本的にはそちらのほうから申し出等を受けて、景観行政団体が指定するというような内容の団体でございまして。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」と言う声あり）

委員 厚地 覺 君

この18条関係で景観重要樹木の良好な景観を保全するため剪定その他の必要な管理を行うこと。これは指定者が行うのか、あるいはまた所有者が自分で行うのか、もし指定者がするのであれば一本当たり最高どのくらいの助成金があるのかその辺を最後にお伺いさせていただきます。

都市整備課長 川東 千尋 君

基本的にはこの管理そのものは所有者自体が行うと解釈いただきたいと思います。そのためにも

し必要であれば、先ほど言いました整備機構等の力も借りるというようなかたちになるかと思いますが、当然そういったかたちで費用が発生してくる場合もありますので、そういったかたちの指定の前には私どもとしてもその辺の基準とそれに対して補助を出す出さないというような細かな基準もまた別途設けていかななくてはならないと、今のところはその辺の具体的な費用までの規定というのはまだ設けていないところでございます。

委員 厚地 覺 君

それは強制的にできるわけですか指定は。拒否できるわけですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

基本的には所有者の同意をいただくということになっております。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」と言う声あり）

委員 岡村 一二三 君

2点ほどお尋ねしておきますが、この17条の関係で先ほど委員のほうから質疑がありました。この霧島市になってこういった審議会を委員の名前も公表しない審議会も傍聴はノーだというような話もありました。例えば環境保全審議会がありますね、鹿児島県は全部委員名も公表ということでインターネットでも見ることができるということで、先だって生活担当課のほうにもお尋ねしたところ公表しますと、会議も公開を原則としてやりますということなんですが、先ほどの話ではこの審議会の会議は公開できるのか、そういったのも明確に聞こえたんですが、どのような取扱いを先ほども話がありました。情報公開の時代にこれを公開しないというのもおかしいわけですよ。基本的にどのように考えていらっしゃるのか。あともう一点ですが、地域審議会の代表者に集まっていたいて5回ですか、11月17日まで会議をしました。ということでした。従いまして今回我々議会に提案されていらっしゃるのとおり、そういった諸々の説明がなされて、そのなされた中でこの代表者会議でなされた中で各地域の地域審議会、それが報告なされている経緯があるのか、ないのか。もしないとすれば今議会にも提案されていらっしゃると思いますので、それぞれの地域審議会に出向いていって具体的に説明をしておいてもらったほうがいいと私は思う観点から話をしますが、そのような計画はないのか。以上2点をお尋ねしておきたい。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほどの宮内委員の質問にもあったわけですが、審議会の公開の規定というのはこちらの規則のほうに定めていないと、もし公開を求められた場合には当然原則公開にはなろうかと思えます。原則公開という形にはなるんですが、その中でやはり審議の内容として例えば特定の方の罰則とか勧告などの審議とかですね、そういった特定の方の審議について全てを公開するのかとかプライバシーの関係等について、やはりその都度吟味する必要も出てくるのかなという意味で一応先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。基本的には今委員がおっしゃるように公開するというような形を取るようになるかと思えます。それともう一つの懇談会の後の地域審議会とその策定協議会の委員に各審議会から選ばれた一名の方々それぞれ報告をされているかとかどうかという事実までちょっと把握していないわけですが、その辺のところをまたお聞きした上でまた今後機会を見てこの内容というものについては周知期間の中でも、説明ができれば説明を行っていきたいと考えております。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」と言う声あり）ないようですので、これで質疑を終ります。お疲れ様でした。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時29分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第77号について自由討議に入ります。討議はありませんか。

委員 厚地 覺 君

確かに中心地に対しては急ぐ必要はあろうかと思いますが、まだ中山間地に対しましては十分な住民への説明というのが徹底してないようでありますので、もう少し住民への説明というのを徹底していただきたいと思っています。

委員 岡村 一二三 君

執行部の説明では今後地域審議会等で代表者の報告等がなかった場合、いろいろ説明をするというような話もありました。地域においては全然住民は知らない部分が多々あろうと思います。面積の関係とか。中心市街地の建物については急ぐべき必要もあるかもしれませんが、中山間地域においては面積、木竹の伐採面積とか開墾面積とかそれぞれ違いがあってもいいと思います。そういったことで当委員会では結論を出す前にもう少し住民に説明をするべきだと思います。

委員 宮内 博 君

私も冒頭にそのアンケートの結果であるとか、あるいは住民との意見交換であるとか、そういう機会に出された意見の集約そして当委員会の報告というようなことについてまだ不十分ではないかということをお願いしたところではありますが、さらに旧1市6町の中で公民会長さん達を対象にして行った住民の皆さんとの意見交換会も極めて初歩的な段階で例えばその地域で優れた景観を有するような所はどういう所があるでしょうかと、というような話をお聞きをする程度のものであったというのが明らかになったわけです。それで実際にその面積要件でありますとか色彩の問題でありますとか、そういうものをいわゆる立ち入った条例に係るようなものについて説明の機会を持ったり、例えば意見交換会の場を持ったりというのは実際報告できるようなものがないのではないのかなと思いました。今お二人からもありましたように当委員会では継続をしていただいて、そしてその期間に執行部としては一定の説明の機会を設けるといような形で取り組んでいただければと思います。

委員長 池田 綱雄 君

継続というような意見がございましたが、他にございませんか。他に討議はありませんか。（「なし」と言う声あり）ないようですので、ただいま三人の委員から継続審査という意見がありました。議案第77号については申し出のとおり継続審査とすることにご異議はありませんか。（「なし」と言う声あり）ご異議なしと認めます。それでは議案第77号につきましては閉会中の継続審査といたします。

委員 岡村 一二三 君

一点だけお願いしてよろしいですかね。継続審査ということで決定がなされましたので、アンケートの集計結果、協議会での議論が不明ですのでそれらを書類として求めることはできないか、委員長にお尋ねしておきます。

委員長 池田 綱雄 君

執行部のほうにそのように伝えておきます。

委員 徳田 和昭 君

先ほども質疑の中で発言したんですが、1,000㎡にこだわることなく、もう少しその広さについては検討した上で数字を出していただきたいということを要請していただきたいと思っています。

委員長 池田 綱雄 君

これも一緒に申し出ておきます。他にありませんか。（「なし」と言う声あり）ないようですがその他に入りたいと思いますが。委員のほうから何かありませんか。

委員 宮内 博 君

議会報告会が近づいてきているわけです。当委員会に宿題として与えられている件について、意思統一を図っておく必要があると、もし質問等があった時にそのことについては当委員会ではどういう検討をして対応、対策を取ったというようなことで報告ができるものを共通したものを参加する委員がもっとかないといけないと思いますので、そのところをちょっとこれまでの経過を含め

て委員長のほうからご報告をいただいて共通認識を共有したいと思いますけれども。

委員長 池田 綱雄 君

まず、丸岡公園の施設の充実についてということで、第4回議会報告会で横川地区の住民から出ているのですが、これについては、丸岡公園は夏場に行ってもプールは使えず、利用するところが遊具しかない。施設も傷んでいるが、充実を図ってほしいというのですが、建設部長のほうに委員長名で要望をしておりましたら、今回答が来たところです。他にも何点かありましたので、すべてコピーして皆さんへお渡ししたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時47分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。その他で、南日ホームのほうから議長宛に書類が届いております。それを今からお配りいたします。一通りお目通し願います。2週間ほど前に事務局からこのような文書が届いたということでもらってはいたところですが、5月7日に議長から委員長、副委員長が呼ばれました。私もこれを見てびっくりしたのですが、最初のところで「建設水道常任委員会において弁明の機会を頂くことをご検討頂いている」という文言が書かれています。全くこういう事実はなく、私も非常に憤慨しているところですが、議長としてはこれを委員に配布し、議論をしていただきたいということでした。みなさんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

委員 岡村 一二三 君

この意見書の1に「建設水道常任委員会において弁明の機会を頂くことをご検討いただいている」と書かれています。これについては私は全く記憶をしておりません。そのような発言をした記憶もありません。決まった経緯も記憶をしておりません。

委員長 池田 綱雄 君

これについては、議論になったこともなく、全員同じ意見だと思いますが、どう取扱うべきでしょうか。

委員 徳田 和昭 君

議長が委員会で議論をしてほしいというのはおかしいと思います。議員間でやってほしいというのは、ですからその必要はないと私は思います。（「同感です」という声あり）

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。

委員 厚地 覺 君

我々としましては宮内議員あるいは前川原議員の意見にしたがって、そういう決定をした訳ではなく、あくまでも自分の意思として、霧島市内に本拠地を置く業者という点からやった訳でございましてそういう発言に惑わさせることは一切やっておりません。（「同感です」という声あり）

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり）それでは、今厚地議員が言われたとおりの気持ちで皆さん表決したということでもよろしいですね。今後これに対してどうこうというのは委員会として考えていないということでもよろしいでしょうか。（「異議なし」という声あり）他にございませんか。（「なし」という声あり）なければ、以上で本日の日程はすべて終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 池田 綱雄